

新城市おかえり若者同窓会応援制度実施要綱

令和8年6月25日

制定

新城市新城市25歳成人式開催補助金交付要綱（令和4年4月1日制定）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、進学や就職を機に市外に転出した若者が生まれ育ったまち、愛着のあるまちに一堂に会し、地元への意識・同世代とのつながりを再構築するために開催する同窓会を支援する新城市おかえり若者同窓会応援制度（以下「同窓会応援制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（対象）

第2条 同窓会応援制度の対象となる同窓会（以下「対象同窓会」という。）は、次に掲げる全ての要件を満たす同窓会とする。

- (1) 同窓会応援制度を利用して同窓会を開催する年度の4月1日時点で18歳から29歳までの市内中学校の同一学年の卒業生を対象とする同窓会であること。
- (2) 卒業した中学校単位で開催する同窓会であること。
- (3) 同窓会の対象となる卒業生（以下「対象卒業生」という。）の10人以上又は3割以上が出席する同窓会であること。
- (4) 同窓会に出席する対象卒業生の1割以上（1割が2人未満となる場合にあっては2人以上）が市外に住所を有する者であること。
- (5) 市内で開催する同窓会であること。
- (6) 対象卒業生の全員に開催の案内をするよう努めた同窓会であること。ただし、案内数が対象卒業生の6割に満たない場合は、同窓会応援制度の対象外とする。
- (7) 市が提供するチラシ等の配布、アンケート調査等に協力すること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる同窓会は、対象同窓会としない。

- (1) 新城市成人式が開催される日の前日、当日及び翌日に開催される同窓会のうち、開催する年度の4月1日時点で19歳の卒業生を対象とするもの
- (2) 営利を目的とするもの
- (3) 宗教上の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを目的とするもの
- (4) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを目的とするもの

- (5) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職にある者（候補者を含む。）若しくは政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするもの
- (6) 公序良俗に反するもの
- (7) この同窓会について、国若しくは県又は市の補助金等の交付を受けるもの（応援内容）

第3条 市長は、対象同窓会の開催に対し、出席する対象卒業生1人につき3,000円相当の新城市内共通お買物券「いーじゃん」（以下「いーじゃん券」という。）を交付する。

2 同一学年かつ同一中学校の同窓会への支援は、1年度につき1回までとする。（交付の申請）

第4条 同窓会応援制度を利用しようとする対象同窓会の代表者は、新城市おかえり若者同窓会応援制度交付申請書（様式第1。以下「交付申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して同窓会開催日の14日前までに市長に提出しなければならない。

- (1) 同窓会出席予定対象卒業生名簿（様式第2）
- (2) 卒業生であることがわかる資料（卒業アルバム等）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（交付の決定）

第5条 市長は、前条の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、予算の範囲内において、いーじゃん券の交付を決定する。

2 市長は、前項の規定によりいーじゃん券の交付を決定したときは、新城市おかえり若者同窓会応援制度交付決定通知書（様式第3。以下「決定通知書」という。）により交付申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に通知しなければならない。

（申請内容の変更等）

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた申請者は、当該通知を受けた後において内容の変更、事業の廃止又は事業の中止をする場合は、直ちに新城市おかえり若者同窓会応援制度計画変更等承認申請書（様式第4。以下「変更等申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、変更等申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、前条第1項の決定を変更することができる。

（変更等の決定通知）

第7条 市長は、前条第2項の規定により第6条第1項の決定の変更等をしたと

きは、新城市おかえり若者同窓会応援制度計画変更等決定通知書（様式第5）により申請者に通知しなければならない。

（電子情報処理組織を使用する方法による申請）

第8条 第4条又は第6条の規定による申請については、新城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年新城市条例第1号）及び新城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成18年新城市規則第2号）で定める電子情報処理組織を使用する方法により行わせることができる。

（交付）

第9条 市長が交付するいーじゃん券は、同窓会を開催する会場において、若者政策に関する事務を所管する部署の担当者が直接引き渡すものとする。

2 前項の規定により、申請者がいーじゃん券を受け取ったときは、受領書（様式第6）に署名し、又は押印しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第10条 市長は、いーじゃん券の交付に係る手続きについて申請者による虚偽又は不正があると認めるときは、いーじゃん券の交付の決定を取り消すことができる。

（見直し）

第11条 市長は、毎年度、制度の実施状況及び効果を検証し、必要に応じて要綱の見直しを行うものとする。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年7月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

新城市長

申請者

代表者住所

代表者氏名

連絡先

新城市おかえり若者同窓会応援制度交付申請書

新城市おかえり若者同窓会応援制度を利用したいので、下記のとおり申請します。

記

| | |
|-----------|---|
| 卒業した中学校名 | 中学校 |
| 卒業年度 | 年度 |
| 開催予定日 | 年 月 日（ ） |
| 開催予定場所 | |
| 出席予定対象卒業生 | 市内に住所を有する対象卒業生 人 市外に住所を有する対象卒業生 人 合計 人 (卒業生総数 人、案内数 人) |

添付書類

- (1) 同窓会出席予定対象卒業生名簿（様式第2）
- (2) 卒業生であることがわかる資料等（卒業アルバム等）
- (3) 案内数がわかる資料等（グループチャットのスクリーンショット等）
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2（第4条関係）

同窓会出席予定対象卒業生名簿

学校名 _____ 中学校 _____（卒業年度： _____ 年度卒） _____

| NO | 氏名 | 年齢 | 在住地の別（市外・県外の場合は自治体名） | 備考 |
|----|----|----|----------------------|----|
| 1 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 2 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 3 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 4 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 5 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 6 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 7 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 8 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 9 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 10 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 11 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 12 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 13 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 14 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 15 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 16 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 17 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 18 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 19 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 20 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 21 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 22 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 23 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 24 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 25 | | | 市内・市外・県外（ ） | |
| 26 | | | 市内・市外・県外（ ） | |

※記入欄が足りない場合は行を増やして記入してください。

様式第3（第5条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長

新城市おかえり若者同窓会応援制度交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった新城市おかえり若者同窓会応援制度の利用について、下記のとおり交付することに決定する。

記

1 決定の内容

(1) 卒業した中学校名

(2) 卒業年度

(3) 開催予定日

(4) 開催予定場所

(5) 出席予定対象卒業生

市内に住所を有する対象卒業生 人

市外に住所を有する対象卒業生 人

合計 人

2 いーじゃん券の交付枚数及び額

500円× 枚（ 人分）＝ 円

3 交付に付する条件

様式第4（第6条関係）

年 月 日

新城市長

申請者

代表者住所

代表者氏名

連絡先

— —

新城市おかえり若者同窓会応援制度計画変更等承認申請書

年 月 日付け指令 第 号で交付決定通知のあった新城市おかえり若者同窓会応援制度について下記のとおり計画を変更したいので、新城市おかえり若者同窓会応援制度実施要綱第7条第1項の規定により申請します。

記

1 計画変更の理由

2 計画変更の内容

添付書類

必要に応じ変更計画等その詳細を明らかにする書類

様式第5（第7条関係）

指令 第 号
年 月 日

様

新城市長

新城市おかえり若者同窓会応援制度計画変更等決定通知書

年 月 日付け指令 第 号で通知した交付決定を下記のとおり変更する。

記

1 変更決定の事項

2 変更決定の理由

様式第6（第8条関係）

年 月 日

新城市長

卒業した中学校名

卒業年度

代表者氏名

受 領 書

新城市おかえり若者同窓会応援制度の利用により、下記のとおり新城市内共通お買物券「いーじゃん」を受領いたしました。

記

受領した新城市内共通お買物券「いーじゃん」

500円× 枚（ 人分）＝ 円